

日本ポリエチレン重包装袋工業会 会則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会はポリエチレン重包装袋工業の健全な発展に寄与する為に必要な事業を行い、あわせて会員相互の緊密な連繋並びに親睦を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は日本ポリエチレン重包装袋工業会と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本会の事務所は東京都に置き、必要に応じ各地に従たる支部を置くことができる。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 製品の普及並びに宣伝
- (2) 原材料の確保
- (3) 生産加工技術の改善向上
- (4) 必要な調査、資料の蒐集交換
- (5) 関係官庁及び関連団体との連絡協調
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

(規定)

第5条 本会則の実施に関して必要な事項は、会則で特に定めるもののほか、規定でこれを定める。

第3章 会 員

(会員の資格)

第6条 本会の会員は国内においてポリエチレン重包装袋の製造販売を営む者を以って組織する。なお、別に特別会員を設けることがある。

(加入)

第7条 会員たる資格を有するものは、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得て、本会に加入することができる。

(脱会)

第8条 会員は第6条に定める資格を失った場合は、脱会するものとする。

(除名)

第9条 本会は次の各号に該当する会員を総会の議決により、除名することができる。

- (1) 本会の目的を妨げ、又は妨げようとする行為のあったとき
- (2) 本会の名誉を傷つける行為のあったとき
- (3) 特別の事由なく会費を3ヶ月以上滞納したとき

第4章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 若干名
理 事 若干名
監 事 若干名

理事のうち1名会計理事とする。

(役員を選任)

- 第11条 (1) 役員は総会に於いて会員から選任する。但し、理事のうち1名を専務理事として、会員外から選任することができる
- (2) 会長及び副会長は理事の互選による
- (3) 専務理事は理事会の同意を得て、会長が任免する
- (4) 顧問・相談役は理事会の議決を経て、会長が委嘱する
- (5) 会計理事は本会の財務を掌握する
- (6) 監事は本会の財務状況を監査する

(役員職務)

- 第12条 (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する
- (3) 理事は本会の主要業務を審議する
- (4) 専務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に依って事務局を統轄し、会務を処理する

(役員任期)

- 第13条 役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。
- 補欠で選任された役員任期は、前任役員残存期間とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第14条 会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会)

第15条 通常総会は毎会計年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要のあるとき、理事会の議を経て、会長これを招集する。

また会員の3分の2以上の要求がある場合は、臨時総会を開くことができる。

(総会招集の手続)

第16条 総会の招集は予め会議の協議事項、開催年月日、及び場所を記載した書面をもって、会員に通知するものとする。

(総会の議決事項)

第17条 総会の議長は役員互選とする。

総会は会員の過半数の出席をもって成立し、出席人員の過半数をもって決する。

次の事項は総会の議決を経るものとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 入会金、会費の金額及び徴収方法
- (5) 会員の除名
- (6) その他重要事項

(理事会)

- 第18条 理事会の招集運営は総会に準じるものとする。
理事会は総会に提出する議案並びに会則に定められた事項を審議し、第4条の各号にかかげた事業及び総会で委嘱された事項を執行する。

(部会)

- 第19条 理事会の議決により技術、規格、原料等に関して必要に応じて部会、委員会等をつけて、特別に調査審議する事ができる。

(会計)

- 第20条 本会の経費は、別に定める入会金・会費及び寄付金、雑収入等をもってする。
なお、必要に応じ、総会の議決を経て、臨時会費、その他を徴収することができる。
- 第21条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。
監事は決算報告書を監査し、総会に報告するものとする。

(事務局)

- 第22条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 第23条 本会則は昭和48年1月1日よりこれを施行する。

昭和54年10月15日 一部改訂

日本ポリエチレン重包装袋工業会

入会基準規定

(目的)

第1条 本規定は会則第7条の加入に対する基準を制定することを目的とする。

(入会申込)

第2条 本会に加入したい者は別紙申込書を提出するものとする。

入会申込書には本会の理事会社1社並びに原料メーカー1社の推薦を必要とする。

(審査手続)

第3条 入会申込書を受理の上は、原則として1ヶ月以内に理事会を開催して、審議するものとする。

(審査基準)

第4条 入会の審査基準は下記の通りとする。

- (1) 企業化をしたい理由
- (2) 年間受注見込み〈受注先別数量〉及び現会員のシェアーとの問題
- (3) 申込会社の本会に於ける協調性の可否及びその会社の品位
- (4) 主要原料の確認
- (5) 設置場所の可否

(入会手続)

第5条 前条の審査の結果、入会を承認した場合は、直ちに入会承認の通知をするものとする。

(入会金)

第6条 本会に新規加入する者は、入会金として下記の金額を加入の際、納付するものとする。

1. 金100万円也

(入会金処理)

第7条 入会金は一般会計に繰入れるものとし、如何なる理由にても返却しない。

第8条 本規定及び本規定の変更のついては、理事会の決議により実施する。

第9条 本規定は、昭和48年1月1日より実施する。

日本ポリエチレン重包装袋工業会
支 部 運 営 規 定

- 第1条 本規定は会則第4条の事業を円滑に行うため、支部の運営規定として制定する。
- 第2条 本会は地域別に下記の支部を置くこととする。
 関 東 支 部
 関 西 支 部
 九 州 支 部
- 第3条 各支部会員は上記支部内において、営業活動を行っている者をもって組織する。
- 第4条 各支部の支部長は、原則として、理事会社がこれに当たるものとする。
但し、支部内において、支部長候補を選出し、理事会の承認を得て決定することが出来る。
- 第5条 各支部長は、支部内の組織を決定し、人事を行うことが出来る。
- 第6条 その他支部の運営においては、会則に準ずるものとする。
- 第7条 本規定の改廃については、理事会の決議により変更することが出来る。
- 第8条 総会は毎会計年度終了後2ヶ月以内に、支部長これを招集し、監事は決算書を監査し、総会に報告するものとする。
- 第9条 本規定は、昭和48年1月1日より実施する。
 昭和54年10月15日 一部改訂

日本ポリエチレン重包装袋工業会
総務委員会規定

- 第1条 本委員会は、日本ポリエチレン重包装袋工業会の中に設置し、総務委員会と称する。
- 第2条 本委員会は、全国におけるポリエチレン重包装袋製品の向上と会員相互の親睦をはかり、業界の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本委員会は、前条の目的のため次の項目について、より集中的、効果的な運動を行う。
1. 会議の招集、月例理事会の開催
 2. 会則、規約の改廃
 3. 業界紙への広報活動
 4. 関連業界、官庁との折衝
 5. 研修会、見学会等の開催

日本ポリエチレン重包装袋工業会
業務委員会規定

- 第1条 本委員会は、日本ポリエチレン重包装袋工業会の中に設置し、業務委員会と称する。
- 第2条 本委員会は、全国におけるポリエチレン重包装袋製品の向上と会員相互の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本委員会は、前条の目的のため次の項目について、より集中的、効果的な運動を行う。
1. 新規需要の検討、開発
 - イ) 新規需要開発委員会（原料メーカーと工業会の協同組織）で推進されているレジン袋、輸出肥料袋の推進検討
 - ロ) それ以外の必要項目の促進検討
 - ハ) 製品輸出の推進
 2. 合理化案の検討及び実施
 - 製品梱包の合理化とその他積極的に推進検討

日本ポリエチレン重包装袋工業会
調査委員会規定

第1条 本委員会は、日本ポリエチレン重包装袋工業会の中に設置し、調査委員会と称する。

第2条 本委員会の目的は会員相互の安定向上を図るため、下記項目を調査し情報を提供する。

1. 国内外の原材料の市況および需要の調査
2. 製造設備の新設および改廃の調査
3. その他、特に調査を依頼された事項

第3条 本委員会の調査事項の報告は、理事会の承認を得て行う。

日本ポリエチレン重包装袋工業会
慶 弔 規 定

第1条 重包装袋工業会会員の慶弔金の支給は下記の区分で行う。

(弔 慰 金)

1. 会員の場合

| | |
|-----|---------|
| 本 人 | 30,000円 |
| 配偶者 | 10,000円 |
| 実父母 | 10,000円 |

2. 役員の場合

| | |
|-----|---------|
| 本 人 | 50,000円 |
| 配偶者 | 20,000円 |
| 実父母 | 20,000円 |

第2条 重包装袋工業会会員の疾病見舞金の支給は下記の区分で行う。

(疾病見舞金)

1. 会員の場合

| | |
|-----------------|---------|
| 公傷の時（協議決定する） | 10,000円 |
| 傷病で入院した時（1週間以上） | 10,000円 |

2. 役員の場合

| | |
|-----------------|---------|
| 公傷の時（協議決定する） | 20,000円 |
| 傷病で入院した時（1週間以上） | 20,000円 |

第3条 重包装袋工業会会員の災害見舞金の支給は下記の区分で行う。

(災害見舞金)

| | |
|-------|---------|
| 災害見舞金 | 10,000円 |
|-------|---------|

第4条 重包装袋工業会会員の疾病並びに災害に対して、見舞金または、それに相当する物品を支給する。

第5条 官公庁及び関連業界の慶弔金および疾病・災害見舞金については、その都度協議の上、決定する。

附 則 本規定は、昭和52年10月1日より施行する。

昭和59年10月25日 一部改訂

